

添付法令資料 3 :

海洋及び漁業セクターにおける行政処分の賦課に関する 2021 年 7 月 5 日付
インドネシア共和国海洋・漁業大臣規則 No.31 (目次)
同月 6 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	違反及び行政処分の種類
第 1 節	違反の種類 (第 2 条ないし第 6 条)
第 2 節	行政処分の種類 (第 7 条及び第 8 条)
第 3 章	行政処分賦課の手續及びメカニズム (第 9 条ないし第 36 条)
第 4 章	行政処分の賦課権限
第 1 節	海洋及び漁業セクターにおける事業許可 (第 37 条ないし第 39 条)
第 2 節	海洋空間の利用 (第 40 条ないし第 43 条)
第 3 節	SPKP (漁船監視システム) の提供者及び利用者 (第 44 条)
第 4 節	水産品及び塩製品の輸入 (第 45 条及び第 46 条)
第 5 節	監視及び支援 (第 47 条)
第 5 章	行政不服申立 (第 48 条及び第 49 条)
第 6 章	報告 (第 50 条)
第 7 章	雑則 (第 51 条)
第 8 章	終則 (第 52 条)